

福岡県公報

令和7年12月9日
第 653 号

目 次

告 示 (第659号 - 第661号)

○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等

(情報政策課) 1

○保安林予定森林の所在場所等

(農山漁村振興課) 1

○救急病院の認定

(医療指導課) 2

公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(障がい福祉課) 2

○落札者等の公示

(警察本部会計課) 2

○都市計画の変更の案の縦覧

(都市計画課) 3

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

(税務課) 3

○開発行為に関する工事の完了

(開発・盛土指導課) 3

○開発行為に関する工事の完了

(開発・盛土指導課) 4

○土地改良区の役員の退任

(農村森林整備課) 4

○都市計画の図書の写しの縦覧

(都市計画課) 4

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施

(警察本部生活保安課) 4

○意見募集の結果の公示

(警察本部生活保安課) 6

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

(警察本部生活保安課) 7

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について

(労働委員会事務局調整課) 7

雑 報

○令和8年測量士・測量士補試験の実施

(県土整備総務課) 8

告 示

福岡県告示第659号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号）	第7条	令和7年12月10日	工事の廃止・一時中止の届出
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号）	第10条第1項及び第2項	令和7年12月10日	宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号）	第11条第1項及び第2項	令和7年12月10日	宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号）	第12条第1項及び第3項	令和7年12月10日	規制区域指定の際に行われている宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号）	第15条	令和7年12月10日	工事許可等証明書の交付申請

福岡県告示第660号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字ケイサン803・1027（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字穴田1025（次の図に示す部分に限る。）、字京念1031（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第661号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681番地1	令和7年10月2日から 令和10年10月1日まで
国家公務員共済組合連合会浜の 町病院	福岡市中央区長浜三丁目3番1号	令和7年10月12日から 令和10年10月11日まで

さくら病院	福岡市城南区南片江六丁目2番32号	令和7年11月27日から 令和10年11月26日まで
国家公務員共済組合連合会千早 病院	福岡市東区千早二丁目30番1号	令和7年12月6日から 令和10年12月5日まで
小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野三丁目2番 1号	令和7年12月25日から 令和10年12月24日まで
大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841番地	令和8年1月1日から 令和10年12月31日まで

公 告

公告

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集します。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年12月9日から令和8年1月8日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

交番等防犯カメラ賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

	福岡市博多区東公園7番7号
3	落札を決定した日 令和7年11月21日
4	落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 NX・TCリース＆ファイナンス株式会社福岡支店 (2) 住所 福岡市博多区下呉服町1-1
5	落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。） 49,467,000円
6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7	入札公告日 令和7年10月7日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和7年12月10日から同月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
福岡広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 那珂川市に係るもの
那珂川市仲二丁目、大字五郎丸、五郎丸三丁目の各一部

	(2) 粕屋町に係るもの 粕屋町戸原西二丁目及び戸原西四丁目の各一部
3	変更に係る都市計画の案の縦覧場所 (1) 那珂川市に係るもの 福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川市都市計画課
	(2) 粕屋町に係るもの 福岡県建築都市部都市計画課及び粕屋町都市計画課

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年福岡県規則第7号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和7年12月9日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩松隈字前田58番2及び58番8から58番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区和白一丁目1番25号

クローバーハウス株式会社

代表取締役 花田 龍太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字天神免1826番1、1829番1、1829番5、1830番1、1830番3、1830番4、1838番6、1838番7、1838番10及び1838番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町仲原三丁目9番20号

G & B 興産株式会社

代表取締役 安河内 俊弘

公告

大川北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
宮崎 定	大川市大字本木室971番地1

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和7年11月19日糸島市告示第235号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第360号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年12月9日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和8年3月17日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和8年3月18日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

15名

※ ただし、15名を超える受検申請があった場合は、予備日に追加実施することとする。

予備日の受検定員にあっても15名とする。	
4 受検資格	福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
5 検定の方法	検定は、学科試験及び実技試験により行う。 なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
6 学科試験及び実技試験	<p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
7 検定申請手続等	<p>(1) 事前（電話）受付期間</p> <p>ア 受付日 令和8年2月9日（月）及び同年2月10日（火）</p> <p>イ 受付時間 午前9時00分から午後4時00分までの間</p> <p>(2) 受検申請手続期間 事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間</p> <p>(3) 受検申請手続場所</p> <p>ア 住所地を管轄する警察署</p>

イ 営業所を管轄する警察署
(4) 必要書類
ア 必須書類
(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
イ 必要に応じて添付すべき書類
(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
(5) 検定手数料
14,000円
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
(6) 申請方法
ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第361号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく審査基準について、令和7年10月28日から同年11月16日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年12月9日

福岡県公安委員会

1 審査基準の題名

- (1) 風営法第3条第1項に基づく風俗営業の許可（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）に係る審査基準
- (2) 風営法第3条第1項に基づく風俗営業の許可（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）に係る審査基準
- (3) 風営法第7条第1項に基づく風俗営業の相続の承認に係る審査基準
- (4) 風営法第7条の2第1項に基づく風俗営業者たる法人の合併の承認に係る審査基準
- (5) 風営法第7条の3第1項に基づく風俗営業者たる法人の分割の承認に係る審査基準
- (6) 風営法第31条の22に基づく特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）に係る審査基準
- (7) 風営法第31条の22に基づく特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）に係る審査基準
- (8) 風営法第31条の23において準用する第7条第1項に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認に係る審査基準
- (9) 風営法第31条の23において準用する第7条の2第1項に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認に係る審査基準
- (10) 風営法第31条の23において準用する第7条の3第1項に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認に係る審査基準

2 審査基準の改正の日

令和7年11月28日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかつたが、文言の一部を整理の上、審査基準の改正をすることとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第362号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく審査基準等の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年12月9日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、審査基準等のモデルの改定について（令和7年10月20日付け、警察庁丙保発第15号）の発出により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）に係る審査基準を改正する必要があるものであるが、改正に係る基準のうち、その一部基準については、審査基準における申請先及び問合せ先の記載方法に係る所要の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の改正の日

令和7年11月28日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年12月9日

福岡県労働委員会会長 所 浩代

氏 名	委嘱年月日	現 職 等	備 考
大 石 桂 一	令和7.11.27	九州大学大学院経済学研究院教授	現公益委員
千 綿 俊一郎	令和7.11.27	弁護士	同上
所 浩 代	令和7.11.27	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
福 山 聖	令和7.11.27	弁護士	同上
堀 野 出	令和7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	同上
丸 谷 浩 介	令和7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	同上
渡 部 有 紀	令和7.11.27	弁護士	同上
金 光 千 春	令和7.11.27	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑 原 忠 志	令和7.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
古 賀 栄 一	令和7.11.27	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
西 央 人	令和7.11.27	U A ゼンセン福岡県支部支部長	同上
増 田 隆 男	令和7.11.27	日本製鉄八幡労働組合組合長	同上
溝 田 由 美 子	令和7.11.27	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
吉 村 淳 治	令和7.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
内 場 千 晶	令和7.11.27	公益財団法人九州経済調査協会業務部調査役	現使用者委員
小 川 浩 二	令和7.11.27	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長兼経営企画・コンプライアンス担当長	同上
熊 手 艶 子	令和7.11.27	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
庄 崎 秀 昭	令和7.11.27	福岡県経営者協会専務理事	同上
高 松 雄 太	令和7.11.27	株式会社安川電機人事労務改革部長	同上
中 村 年 孝	令和7.11.27	福岡県経営者協会顧問	同上
丸 山 武 子	令和7.11.27	ヤマエグループホールディングス株式会社常務取締役CHO最高人事責任者人事・総務担当	同上
上 田 竹 志	令和7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員

大 坪 稔	令和7.11.27	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
服 部 博 之	令和7.11.27	弁護士	同上
高 田 章 男	令和7.11.27	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	前労働者委員
藤 田 桂 三	令和7.11.27	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
吉 村 達 也	令和7.11.27	西日本鉄道株式会社顧問	前使用者委員
坪 根 千恵子	令和7.11.27	福岡県労働委員会事務局長	
大久保 近	令和7.11.27	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
鈴 木 茂 男	令和7.11.27	福岡県労働委員会事務局審査課長	

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月9日

国土交通大臣 金子 恭之

令和8年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 令和8年5月17日（日）
午前10時から午後4時まで
(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)

測量士補試験 令和8年5月17日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場

合がある。

(3) 願書受付期間

令和8年1月5日（月）から1月22日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、追跡できる郵送の場合は1月22日（木）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（追跡できない郵送（普通郵便、後納郵便、別納郵便など）の場合は1月22日（木）までに必着とする。）

また、オンライン（電子申請）の場合は1月22日（木）までに受験料が納付されたものに限り受け付ける。

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和7年12月17日（水）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求〇部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課及び公益社団法人日本測量協会本部及び各支部では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0006 那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課（郵送の取扱いはしない）

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部（郵送の取扱いはしない）

(6) 試験手数料

郵送の場合 測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

電子申請の場合 測量士試験 4,200円 測量士補試験 2,800円

(7) 合格発表及び通知

測量士は令和8年7月9日（木）、測量士補は令和8年6月25日（木）、国土地理院ホームページに合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載する。また、全受験者に試験結果（合否）を通知する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214, 8248